

岩手県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営猿沢地区（金取工区及び菅ノ沢工区）土地改良事業（一関市）に係る換地処分をした。

平成22年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也